

〔平30 - 4〕

故意に関する次の各【見解】に従って後記1から5までの各【事例】における甲の罪責を検討した場合、いずれの【見解】に従うかによって、結論が異なるものはどれか。

【見 解】

A説：行為者が認識していた事実と発生した事実とが、構成要件的評価として一致する限り、発生した事実についての故意が認められ、殺人罪においては、客体が「およそ人」という点で一致していれば故意が認められる。

B説：行為者が認識していた事実と発生した事実とが、具体的に一致しない限り、発生した事実についての故意は否定され、殺人罪においては、客体が「その人」という点で一致していなければ故意は認められない。

【事 例】

1. 甲は、Vを殺そうと考えてVの首を絞め、Vが動かなくなったので死亡したものと思い、Vを海岸の砂上まで運び放置したところ、Vが砂を吸引したことにより死亡した。
2. 甲は、Vが連れている犬を殺そうと考え、その犬を狙って猟銃を発射したが、犬をかばおうとしたVに弾丸が当たり、Vを死亡させた。
3. 甲は、前方を歩いていた人をV1と思い、V1を殺そうと考え、その人を狙って拳銃を発射し弾丸を命中させて死亡させたが、その人はV1ではなく、V2であった。
4. 甲は、Vから殺してほしいと頼まれたので、Vを殺そうと考え、Vの首を絞めてVを死亡させたが、囑託殺人が犯罪にならないと考えていた。
5. 甲は、V1を殺そうと考え、V1を狙って拳銃を発射したが、弾丸がそれて、V1ではなく、そのそばにいたV2に当たり、V2を死亡させた。

【平28-11】

学生A, B及びCは, 事実の錯誤に関して, 次の【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から⑩までの()内から適切な語句を選んだ場合, 正しいものの組合せは, 後記1から5までのうちどれか。

【会 話】

学生A. Xが甲を狙って殺人の故意で拳銃を発射し, 甲にかすり傷を負わせ, さらに, その弾丸が偶然に乙に命中して乙を死亡させた事例について考えてみよう。私は, 同一の構成要件の範囲内であれば, 故意を阻却しないと考え, 故意の個数については, ① (a. 故意の個数を問題としない・b. 故意の個数を問題とし一個の故意を認める) 立場を採ります。ですから, 私は, 事例の場合, 故意犯としては乙に対する殺人既遂罪のみが成立すると考えます。

学生B. 私は, 基本的にはA君と同じ立場ですが, 故意の個数について, ② (c. 故意の個数を問題としない・d. 故意の個数を問題とし一個の故意を認める) 立場に立ちます。A君の考えだと, ③ (e. 意図した・f. 意図しない) 複数の客体に既遂の結果が発生した場合, いずれの客体に故意犯を認めるのか不明だからです。

学生C. B君の立場は, ④ (g. 罪刑法定主義・h. 責任主義) に反することになりませんか。私は, この原則を尊重し, ⑤ (i. 客体の錯誤・j. 方法の錯誤) の場合には故意を認めますが, ⑥ (k. 客体の錯誤・l. 方法の錯誤) の場合には故意を認めるべきではないと思います。ですから, 私は, 事例の場合, 乙に対する殺人既遂罪は成立しないと考えます。

学生A. でも, C君の立場では, 方法の錯誤と客体の錯誤との明確な区別が可能であることが前提となりますね。また, 未遂犯や過失犯を処罰する規定の有無によっては, 処罰の範囲が不当に⑦ (m. 狭まる・n. 広がる) ことになると思います。

一方で, B君の立場では, 処断刑が不当に重くなりませんか。

学生B. 私は, 甲に対する罪と乙に対する罪の関係を⑧ (o. 併合罪・p. 観念的競合) と考えますので, 処断刑はA君の立場による場合と同一となります。

学生A. でも, 複数の客体に既遂の結果が発生した場合, ⑨ (q. 意図した・r. 意図しない) 客体についての⑩ (s. 故意犯・t. 過失犯) を, 刑を⑪ (u. 重くする・v. 軽くする) 方向で量刑上考慮するとなると, やはり問題ではないでしょうか。

1. ①b ②c ③f ④g ⑤j ⑥k ⑦m ⑧p ⑨q ⑩s ⑪v
2. ①a ②d ③e ④g ⑤j ⑥k ⑦n ⑧o ⑨r ⑩t ⑪v
3. ①b ②c ③f ④h ⑤i ⑥l ⑦m ⑧p ⑨r ⑩s ⑪u
4. ①a ②d ③e ④h ⑤i ⑥l ⑦n ⑧o ⑨q ⑩s ⑪u
5. ①b ②c ③f ④h ⑤i ⑥l ⑦n ⑧p ⑨r ⑩t ⑪u

第7章 構成要件の故意

第1節 総論

[平25-7]

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、誤っているものを2個選びなさい。

1. 暴力団組長甲は、配下組員乙に対し、「もし、Aがこちらの要求を聞き入れなかったら、Aを殺してこい。Aがこちらの要求を聞き入れるのであれば、Aを殺す必要はない。」旨指示し、乙にけん銃を手渡した上、乙を対立する暴力団組員Aのところに行かせた。乙は、Aが要求を聞き入れなかったため、Aをけん銃で射殺した。甲には殺人罪の故意が認められる。
2. 甲は、駐車場で他人の所有する自動車に放火し、公共の危険を生じさせた。その際、甲は、公共の危険が発生するとは認識していなかった。甲には建造物等以外放火罪の故意は認められない。
3. 甲は、乙から、乙が窃取してきた貴金属類を、乙が盗んできたものかもしれないと思いながら、あえて買い取った。甲には盗品等有償譲受け罪の故意が認められる。
4. 覚せい剤が含まれている錠剤を所持していた甲は、同錠剤について、身体に有害で違法な薬物類であるとの認識はあったが、覚せい剤や麻薬類ではないと認識していた。甲には覚せい剤取締法違反(覚せい剤所持)の罪の故意が認められる。
5. 甲は、Aを殺害しようと考え、Aに向けてけん銃を発射し、弾丸をAに命中させ、Aを死亡させたが、同弾丸は、Aの身体を貫通し、甲が認識していなかったBにも命中し、Bも死亡した。甲にはA及びBに対する殺人罪の故意が認められる。

第2節 事実の錯誤

[平23-11]

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、誤っているものを2個選びなさい。

1. 甲は、乙が第三者から盗んできた物を、盗品かもしれないと認識していたが、値段が安いのでそれでも構わないと思って有償で譲り受けた。この場合、甲には盗品等有償譲受け罪は成立しない。
2. 甲は、殺意をもって乙の首を絞め、乙が気絶したのを見て既に窒息死したものと誤信し、乙を海に投げ込んだところ、乙は海中で溺死した。この場合、甲には殺人罪が成立する。
3. 甲は、自己が経営する店において、わいせつな映像を録画したDVDを販売したが、あらかじめ同DVDの映像を再生してその内容を認識していたものの、この程度ではわいせつ図画に当たらないと考えていた。この場合、甲にはわいせつ図画販売罪が成立しない。
4. 甲は、パチンコ店の従業員乙が運搬していた同店の売上金の入ったかばんを強取するため、乙の後方から、乙の頭部を狙い、殺意をもってけん銃の弾丸を発射したところ、同弾丸は乙の肩を貫通した上、甲が認識していなかった通行人丙の腹部に命中し、乙と丙にそれぞれ傷害を負わせた。この場合、甲には、乙に対する強盗殺人未遂罪、丙に対する強盗殺人未遂罪がそれぞれ成立し、両罪は観念的競合となる。
5. 甲は、乙に対して丙に暴行するよう教唆したところ、乙が丙の頭部を1回殴り、その結果、丙が転倒して地面に頭部を打ち付け、脳挫傷により死亡した。この場合、甲には傷害致死罪の教唆犯が成立する。

【平24 - 12】

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、誤っているものを2個選びなさい。

1. 甲は、Aを川の中に突き落として溺死させようと思い、橋の側端に立っていたAを突き飛ばしたところ、Aは落下する途中で橋脚に頭部を強打して即死した。甲には殺人既遂罪が成立する。
2. 甲は、乙に対し、Aを殺害するよう唆したところ、乙は、その旨決意し、夜道で待ち伏せした上、歩いてきた男をAだと思って包丁で刺し殺したが、実際には、その男はBであった。甲には殺人既遂罪の教唆犯が成立する。
3. 甲は、隣人Aの居宅の玄関前に置いてあった自転車を、Aの所有物と認識して持ち去ったが、実際には、同自転車は無主物だった。甲には遺失物等横領罪が成立する。
4. 甲は、駐車場に駐車中のA所有の自動車を見て、Aに対する腹いせに傷つけてやろうと思って石を投げたが、狙いがそれて、その隣に駐車中のB所有の自動車に石が当たってフロントガラスが割れた。甲には器物損壊罪が成立する。
5. 甲は、乙との間で、Aに暴行を加えることを共謀したところ、乙は、Aに対して暴行を加えている最中に興奮のあまり殺意を生じ、Aを殺害してしまった。甲には傷害罪の共同正犯が成立することとどまる。

【平26 - 7】

故意に関する次の各【見解】についての後記1から5までの各【記述】のうち、正しいものを2個選びなさい。

【見 解】

A説：故意の有無については、構成要件を基準にして判断すべきであり、殺人罪においては、行為者の認識した事実と発生した事実が、およそ「人を殺す」という点で一致していれば故意が認められる。

B説：故意の有無については、構成要件を基準にして判断すべきであるが、殺人罪においては、行為者の認識した事実と発生した事実が、「その人を殺す」という点で一致していなければ故意は認められない。

【記 述】

1. A説に対しては、客体の錯誤と方法の錯誤の区別が必ずしも明らかではない場合があり、その場合の故意の有無につき、どのように判断するのか明確ではないとの批判がある。
2. B説に対しては、故意以外の構成要件該当性は法益主体ごとに判断するのに、故意の有無についてのみ法益主体の相違を問題にしないのは論理的でないとの批判がある。
3. 侵害が生じた客体に錯誤はないが、侵害に至る因果関係に錯誤がある場合の故意の有無について、A説かB説かによる差はない。
4. 駅のホームにいた人を甲だと思い、甲を殺そうと考え、電車が近づいてきたときにその人をホームから突き落としてれき死させたところ、その人が甲ではなく、別人の乙であった場合、A説・B説のいずれによっても、乙に対する殺人罪の故意が認められることになる。
5. 狩猟中、動く物体を見付け、これを日頃から恨みを抱いていた甲だと思い、甲を殺そうと考え、その動く物体を狙って猟銃を発砲し、これに弾丸を命中させたが、実際に弾丸が命中したのは、甲ではなく、甲の飼い犬であった場合、A説によれば器物損壊罪の故意が認められ、B説によれば同罪の故意が認められないことになる。